

令和4事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和5年11月

広島国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者への調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数、申告漏れ所得金額の総額は増加し、追徴税額の総額は高水準
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数、非違件数及び申告漏れ所得金額の総額は増加し、追徴税額の総額は高水準

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 1,995 件（前事務年度 1,276 件）、着眼調査が 715 件（同 340 件）であり、合計 2,710 件（同 1,616 件）、このほか、簡易な接触の件数は 38,183 件（同 37,852 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 40,893 件（同 39,468 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 28,469 件（同 27,520 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、23,725 百万円（同 18,428 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 22,012 百万円（同 17,307 百万円）、着眼調査によるものは 1,713 百万円（同 1,121 百万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 50,760 百万円（同 50,229 百万円）となっており、調査等合計では 74,485 百万円（同 68,658 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、4,142 百万円（同 4,245 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 4,030 百万円（同 4,176 百万円）、着眼調査によるものは 112 百万円（同 68 百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、1,528 千円（同 2,627 千円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 2,055 百万円（同 2,227 百万円）となっており、調査等合計では 6,197 百万円（同 6,472 百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
	特別・一般		着眼		計					
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	1,276		340		1,616		37,852		39,468	
	1,995	156.3%	715	210.3%	2,710	167.7%	38,183	100.9%	40,893	103.6%
申告漏れ等の 非違件数	1,086		227		1,313		26,207		27,520	
	1,690	155.6%	420	185.0%	2,110	160.7%	26,359	100.6%	28,469	103.4%
申告漏れ 所得金額	17,307		1,121		18,428		50,229		68,658	
	22,012	127.2%	1,713	152.8%	23,725	128.7%	50,760	101.1%	74,485	108.5%
追 徴 税 額	本 税	3,541		60		3,601		2,193		5,795
		3,374	95.3%	100	166.7%	3,473	96.4%	2,025	92.3%	5,498
	加 算 税	635		8		644		34		677
	656	103.3%	12	150.0%	668	103.7%	30	88.2%	698	
	計	4,176		68		4,245		2,227		6,472
		4,030	96.5%	112	164.7%	4,142	97.6%	2,055	92.3%	6,197
一 件 当 た り	申告漏れ 所得金額	13,564		3,297		11,404		1,327		1,740
		11,034	81.3%	2,396	72.7%	8,755	76.8%	1,329	100.2%	1,821
	本 税	2,775		177		2,228		58		147
		1,691	60.9%	140	79.1%	1,282	57.5%	53	91.4%	134
加 算 税	498		24		398		1		17	
	329	66.1%	17	70.8%	247	62.1%	1	100.0%	17	
	計	3,273		201		2,627		59		164
		2,020	61.7%	157	78.1%	1,528	58.2%	54	91.5%	152

- (注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である。
3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

（参考）譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1,357件（前事務年度 1,029件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1,103件（同 825件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、6,850百万円（同 5,933百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	3事務年度	4事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	1,029	1,357	131.9
土地建物等	814	763	93.7
株式等	215	594	276.3
②	件	件	%
申告漏れ等の 非違件数	825	1,103	133.7
土地建物等	629	580	92.2
株式等	196	523	266.8
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	80.2	81.3	1.1
土地建物等	77.3	76.0	▲1.3
株式等	91.2	88.0	▲3.2
④	百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額	5,933	6,850	115.5
土地建物等	4,855	3,647	75.1
株式等	1,078	3,203	297.1
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	577	505	87.5
土地建物等	596	478	80.2
株式等	501	539	107.6

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数及び追徴税額の総額は増加し、1件当たりの追徴税額についても高水準
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数は増加し、非違件数及び追徴税額の総額についても高水準

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1,069件（前事務年度694件）、着眼調査が253件（同135件）であり、合計1,322件（同829件）、このほか、簡易な接触の件数は3,010件（同2,744件）となっています。
- これらの調査等の合計件数4,332件（同3,573件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は2,796件（同2,569件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、1,449百万円（同806百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,423百万円（同788百万円）、着眼調査によるものは26百万円（同18百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、1,096千円（同973千円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は443百万円（同462百万円）となっており、調査等合計では1,892百万円（同1,268百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	694		135		829		2,744		3,573		
	1,069	154.0%	253	187.4%	1,322	159.5%	3,010	109.7%	4,332	121.2%	
申告漏れ等の 非 違 件 数	588		86		674		1,895		2,569		
	886	150.7%	138	160.5%	1,024	151.9%	1,772	93.5%	2,796	108.8%	
追徴 税 額	本 税	641		15		656		442		1,097	
		1,151	179.6%	21	140.0%	1,172	178.7%	429	97.1%	1,602	146.0%
	加 算 税	147		3		150		20		171	
	272	185.0%	5	166.7%	277	184.7%	14	70.0%	291	170.2%	
	計	788		18		806		462		1,268	
		1,423	180.6%	26	144.4%	1,449	179.8%	443	95.9%	1,892	149.2%
一 件 当 た り の 追 徴 税 額	本 税	923		112		791		161		307	
		1,077	116.7%	84	75.0%	887	112.1%	143	88.8%	370	120.5%
	加 算 税	212		24		181		7		48	
	254	119.8%	19	79.2%	209	115.5%	5	71.4%	67	139.6%	
	計	1,136		136		973		168		355	
		1,331	117.2%	103	75.7%	1,096	112.6%	147	87.5%	437	123.1%

- (注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1件当たり申告漏れ所得金額、1件当たり追徴税額は高水準～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和4事務年度においては、122件（前事務年度92件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は過去3番目の18,652千円（同51,313千円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の11,034千円（同13,564千円）に比べ、1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は2,276百万円（同4,721百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は過去2番目の5,066千円（同18,992千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,020千円（同3,273千円）に比べ2.5倍となっています。また、追徴税額の総額は618百万円（同1,747百万円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は8,631千円（同51,841千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,020千円に比べ4.3倍となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
		3事務年度	4事務年度			
調	査 件 数	件	92	122	132.6%	1,995
申	告漏れ等の非違件数	件	71	91	128.2%	1,690
申	告漏れ所得金額	百万円	4,721	2,276	48.2%	22,012
追	徴 税 額	百万円	1,747	618	35.4%	4,030
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 所 得 金 額	千円	51,313	18,652	36.3%	11,034
	追 徴 税 額	千円	18,992	5,066	26.7%	2,020

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
		3事務年度	4事務年度			
調	査 件 数	件	28	35	125.0%	1,995
申	告漏れ等の非違件数	件	22	24	109.1%	1,690
申	告漏れ所得金額	百万円	3,560	1,464	41.1%	22,012
追	徴 税 額	百万円	1,452	302	20.8%	4,030
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 所 得 金 額	千円	127,131	41,829	32.9%	11,034
	追 徴 税 額	千円	51,841	8,631	16.6%	2,020

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～ 1 件当たり申告漏れ所得金額、1 件当たり追徴税額は高水準～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和4事務年度においては、98件（前事務年度68件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、23,296千円（同63,478千円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の11,034千円（同13,564千円）と比べ2.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額も2,283百万円（同4,316百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は4,595千円（同25,060千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,020千円（同3,273千円）と比べ2.3倍となっています。また、追徴税額の総額は450百万円（同1,704百万円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		3事務年度	4事務年度		
調査	件数	68	98	144.1%	1,995
申告漏れ等の非違	件数	58	78	134.5%	1,690
申告漏れ所得金額	百万円	4,316	2,283	52.9%	22,012
追徴税額	百万円	1,704	450	26.4%	4,030
1件当たり	申告漏れ所得金額	63,478	23,296	36.7%	11,034
	追徴税額	25,060	4,595	18.3%	2,020

○ 取引区分別の調査の状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



1 「輸出入」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出入（入）業者との契約による取引をいう。
 2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
 3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
 4 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～ 1件当たり申告漏れ所得金額、1件当たり追徴税額は高水準～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、69件（前事務年度55件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、24,093千円（同9,491千円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は1,662百万円（同522百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は4,326千円（同1,804千円）となっています。また、追徴税額の総額は298百万円（同99百万円）に上ります。

（注）シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

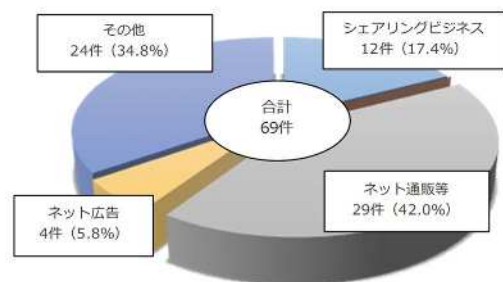
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、39件（前事務年度50件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、13,992千円（同27,689千円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は546百万円（同1,384百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は3,923千円（同9,613千円）となっています。また、追徴税額の総額は153百万円（同481百万円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	3事務年度	4事務年度		
調査件数	55	69	125.5%	1,995
申告漏れ等の非違件数	46	51	110.9%	1,690
申告漏れ所得金額	522	1,662	318.4%	22,012
追徴税額	99	298	301.0%	4,030
一件当たり 申告漏れ 所得金額	9,491	24,093	253.9%	11,034
一件当たり 追徴税額	1,804	4,326	239.8%	2,020

【取引区分別の調査状況】



○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	3事務年度	4事務年度		
調査件数	50	39	78.0%	1,995
申告漏れ等の非違件数	44	32	72.7%	1,690
申告漏れ所得金額	1,384	546	39.5%	22,012
追徴税額	481	153	31.8%	4,030
一件当たり 申告漏れ 所得金額	27,689	13,992	50.5%	11,034
一件当たり 追徴税額	9,613	3,923	40.8%	2,020

（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 3 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 4 その他・・・1～3に該当しない経済活動に該当する取引

4 無申告者に対する調査状況

～消費税の総額及び1件当たりの追徴税額が過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、314件（前事務年度192件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、19,468千円（同20,284千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の11,034千円（同13,564千円）に比べ1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は6,113百万円（同3,895百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は2,530千円（同3,148千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の2,020千円（同3,273千円）の1.3倍となっています。また、追徴税額の総額は794百万円（同604百万円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、430件（同260件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は2,331千円（同1,973千円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の1,331千円（同1,136千円）の1.8倍となっています。また、追徴税額の総額は1,003百万円（同513百万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	3事務年度	4事務年度		
調査件数 件	192	314	163.5%	1,995
申告漏れ所得金額 百万円	3,895	6,113	156.9%	22,012
追徴税額 百万円	604	794	131.5%	4,030
1件当たり 申告漏れ所得金額 千円	20,284	19,468	96.0%	11,034
1件当たり 追徴税額 千円	3,148	2,530	80.4%	2,020

<消費税>

項目	事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	3事務年度	4事務年度		
調査件数 件	260	430	165.4%	1,069
追徴税額 百万円	513	1,003	195.5%	1,423
1件当たり追徴税額 千円	1,973	2,331	118.1%	1,331

5 消費税の還付申告者への調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

<消費税の還付申告者への調査状況>

- 令和4事務年度においては、42件(前事務年度32件)実地調査を実施しました。
- 追徴税額の総額は23百万円(同53百万円)に上ります。

○ 消費税の還付申告者への調査の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
調査件数	件		32	42	131.3%
申告漏れ等の非違件数	件		26	23	88.5%
追徴税額	百万円		53	23	43.4%
1件当たり追徴税額	千円		1,668	542	32.5%

- (注) 1 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査行った件数である。
- 2 令和3事務年度は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和3事務年度に実地調査行った件数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。

6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

<所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和4事務年度においては、27件（前事務年度14件）課税処理しました。
- 追徴税額の総額は7百万円（同16百万円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等	3事務年度		4事務年度	
					対前年比
調査件数	件	14		27	192.9%
追徴税額	百万円	16		7	43.8%
1件当たり追徴税額	千円	1,154		275	23.8%

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
1	冷暖房設備工事	2,355 万円	467 万円	-
2	貨物軽車両運送	1,615	187	-
3	一般貨物自動車運送	1,521	191	-
4	外構工事	1,305	194	-
5	とび工事	1,302	145	9
6	一般土木建築工事	1,266	175	6
7	左官工事	1,249	269	14
8	防水工事	1,246	208	-
9	歯科医	1,152	496	-
10	清掃業	1,079	133	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位15位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	3,059	風俗業	2,803	風俗業	3,128	鉄骨、鉄筋工事	1,514	眼科医	4,321
2	機械部加工受託	1,819	金卸売業	2,177	ストランドバー	1,270	人材派遣	1,360	一般自動車整備	1,609
3	ストランドバー	1,003	水産養殖業	1,271	鉄骨、鉄筋工事	1,131	解体工事	1,325	製図設計士	1,310
4	弁護士	957	ストランドバー	1,264	防水工事	1,118	くず金卸売業	1,295	自動車小売業	1,144
5	型枠工事	942	内装工事	1,112	冷暖房設備工事	1,082	司法書士、士 行政書士	1,142	建設、設備工事 労務	1,076

	平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	自動車小売業	2,185	風俗業	6,663	水道衛生工事	1,525	建設、設備工事 労務者	1,393	冷暖房設備工事	2,355
2	コンビニストア	1,601	美容	2,043	塗装工事	1,240	土木工事	1,332	貨物軽車両運送	1,615
3	内装工事	1,250	防水工事	1,454	土木工事	1,223	電気配線工事	1,188	一般貨物自動車運送	1,521
4	防水工事	1,089	焼肉	1,438	解体工事	1,211	果樹栽培農業	1,137	外構工事	1,305
5	型枠工事	1,038	製図設計士	1,321	一般土木建築工事	1,190	内装工事	1,100	とび工事	1,302

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。